

諮問番号：諮問第 317 号

答申番号：答申第 317 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 審査請求人の妻（以下単に「妻」という。）は、令和 7 年 1 月からうつ病を患っており、同年 7 月 27 日に妻の療養及び審査請求人の子（以下「本件各児童」という。）の夏休みの遊興のため、妻の実家に帰省させたところ、福岡に戻ってくる予定であった同年 8 月 26 日の朝、事前に話し合い等もなく、妻から離婚しますとの LINE が届き、以降、妻は連絡を断絶しており、同居義務違反及び本件各児童の連れ去りを図ったものである。

翌 27 日には、本件各児童の小学校及び中学校の 2 学期が始まったが、妻は学校との連絡も断絶しており、自分が先生方と何度も連絡を取り合っている。

本件各児童の転校手続及び安否確認ができないまま 2 週間以上が経過し、教育委員会からも警察に問い合わせる事態となったため、本件各児童の引渡し、監護者指定及び保全の申立てを行い、現在調停中である。

- (2) 現在も、妻とは連絡を取ることが不可能なため、妻の意図も分からず、本件各児童の監護者は定まっておらず、生計においても、本件各児童の学校徴収金、修学旅行積立金、学資医療保険料、習い事の費用、携帯電話利用料等の費用は自分が負担

している。

今後の調停の進捗等によっては、本件各児童との監護・生計関係は、自分との間に認められる可能性もある。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁が令和 7 年 10 月 31 日付けで行った法に基づく本件処分に対する審査請求であるが、本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、本件処分に違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 本件処分の違法性又は不当性

法第 4 条第 1 項各号に係る支給事由の消滅につき、「市町村における児童手当関係事務処理について」（令和 6 年 9 月 30 日こ成環第 264 号こども家庭庁成育局長通知）の別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）第 22 条は、「受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等により児童手当の支給事由が消滅したものと確認したとき」には職権により支給事由消滅の処理を行う旨を、同条第 6 号は、かかる処理を行うことができる場合として「「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」（平成 24 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童虐待・DV 通知」という。）の第一の 1 又は第二の 1 の事例に該当した場合」を掲げている。

この点につき、処分庁は、児童虐待・DV 通知の定めるところにより、同通知第二の 2 の (3) の通知である「配偶者からの暴力を訴えている事例」（通知）（以下「本件通知」という。）を福岡県福祉労働部長から受領したことをもって「児童虐待・DV 通知第二の 1 の事例に該当した場合」、すなわち、「配偶者からの暴力を訴えている事例」に該当した場合」に当たると判断したものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和8年3月27日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年6月8日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

- 1 (1) 法第4条第1項には、児童手当は、施設入所等児童以外の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するもの（第1号）に支給する旨が規定されている。

ガイドライン第22条には、受給者から児童手当受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等により児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときには職権により、法第4条第1項の支給事由の消滅の処理を行う旨が規定されており、当該処理を行うことができる場合として、児童虐待・DV通知の第二の1の事例に該当した場合（第6号）が掲げられている。

そして、同第二の1には、手当の申請者が、専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合（同イ）で、配偶者から暴力を受けたと訴えている場合は、当該配偶者は支給要件には該当しない旨が定められている。また、この場合には、県は当該配偶者の住所地の市町村に対し、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理を行うよう、通知することとされている（同第二の2の(3)）。

- (2) 本件についてこれを見ると、処分庁は、令和7年10月27日に、児童虐待・DV通知第二の2の(3)に基づき本件通知を福岡県福祉労働部長から受領したことが認められる。そして、本件通知を受けて、審査請求人と本件各児童との監護・生計関係がなくなり、支給事由が消滅したと判断したことが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 2 そのほか、本件処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委 員 井 上 禎 男

委 員 井手上 治 隆

委 員 森 美知子